大月市学校給食センター調理及び配送業務委託
優先交渉権者選定基準

令和 8 年 11 月

大 月 市

1 選定基準の位置付け

「大月市学校給食センター調理及び配送業務委託優先交渉権者選定基準」（以下、「優先交渉権者選定基準」という。）は、大月市（以下、「市」という。）が「大月市学校給食センター調理及び配送業務委託」（以下、「本業務委託」という。）の実施にあたり、本業務委託を実施する委託業者（以下、「優先交渉権者」という。）の募集及び選定を行うに際して、公募参加希望者に配布する募集要領等と一体のものである。

2 審査方法

本業務委託における優先交渉権者の選定については、本業務委託が長期の事業契約であり、高度な技術力、専門性、独創性、企画力及び実績が要求される業務であることから「公募型プロポーザル方式」を採用する。

優先交渉権者選定基準は、優先交渉権者を選定するにあたって、最も優れた提案を行った公募参加者を選定するための方法及び評価基準等を提示し、公募参加者の行う提案に具体的指針を与えるものである。

なお、優先交渉権者選定基準で使用する用語の定義は、優先交渉権者選定基準で別途定義された場合を除き、大月市学校給食センター調理及び配送業務委託募集要領（令和8年11月）（以下、「募集要領」という。）で定義された意味を有する。

3 選定委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、提案内容を公平かつ公正に審査するため、以下の審査委員で構成する「大月市学校給食センター調理及び配送業務委託優先交渉権者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、提案内容に対して評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、市長に報告する。市は、選定委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、優先交渉権者との契約交渉及び契約手続を行う。

選定委員会は、次の6名の審査委員により構成される。

	所属・役職
1	大月市副市長
2	大月市教育委員会教育長
3	大月市市民生活部長
4	大月市PTA連合会代表
5	小中学校校長会代表
6	大月市立猿橋中学校栄養教諭

4 優先交渉権者選定までの流れ

優先交渉権者の選定にあたっては、公募参加希望者が4者以上の場合は、書類による内容審査（一次

審査）を実施し、次いでプレゼンテーションによる提案内容の審査（二次審査）を実施する。

5 書類による内容審査：一次審査（公募参加希望者が4者以上の場合）

選定委員会において、書類による内容審査（一次審査）を実施し、二次審査へ参加する公募参加者を選定する。

審査については、以下、「6 提案内容審査：二次審査」に準じて行う。

審査結果は募集要領に示す期日までに、当該の公募参加者に通知する。

6 提案内容審査：二次審査

6－1 提案内容審査の流れ

提案内容審査は、プレゼンテーションによる提案内容の審査と提案価格を、下記の要領により審査する。

（1）プレゼンテーションによる提案内容審査

・選定委員会において、以下各項目について、提案内容の審査及び評価を行う。

・それぞれの審査委員が、提案評価項目の項目毎に内容を評価し、採点する。

・提案内容評価点は、満点を100点とする。

・審査委員の採点を、項目毎に平均点を計算し内容評価点を算出する。平均する際には、小数点第3位を四捨五入する。

項　目	詳　　細	配点
1.学校給食への基本的な考え方について	学校給食の意義や特色に対する理解と取り組み姿勢について	15
	食育の推進について	
	地産地消の推進について	
2.衛生管理、危機管理について	業者としての衛生管理体制や考え方について	35
	従事者の健康管理の体制について	
	食中毒、異物混入等の防止対策及び事故発生時の対処体制について	
	アレルギー対応について	
	施設設備のトラブル、事故発生時の対処体制について	
	配送中の事故及び車両故障発生時の対処体制について	
	災害発生時の対応について	
3.調理・配送従事者の配置について	従事者の雇用計画について	20
	従事者の配置体制、配置人数、労働条件、業務責任者の配置について	
	従事者の休暇や退職等における代替者の確保について	
	当初から万全の体制で安定した実施ができるのか	
4.調理・配送従事者の教育について	従事者に対する教育及び研修体制について	10
	業務開始までの取り組み計画、移行準備体制について	
5.受託実績・独自提案について	委託業務実績、業務履行困難となった場合の代行保証体制について	10
	本事業における独自提案、その他市に対するアピールポイント	
6.企業理念・経営状況について	企業理念について	10
	経営状況について	

(2)提案価格による提案内容審査

価格点は、満点を20点とし、以下の算式により小数点第3位を四捨五入し算出する。

$$\text{価格点} = 20 \times \frac{\text{審査時の公募参加者全体の提案価格のうち最も低い価格}}{\text{各公募参加者の提案価格}}$$

(3)審査及び優先交渉権者の選定

提案内容評価点と価格点の合計点を算出し、総合評価点の最も高い者を優先交渉権者とし、2位の者を次点交渉権者として、市に結果を報告する。

総合評価点の最も高い者が2以上ある場合は、提案内容評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。提案内容評価点が同点の場合、「2.衛生管理、危機管理について」の点数が高い者を最優秀提案とする。

6－2 公募参加者が1者の場合の審査方法

公募参加者が1者の場合は、絶対評価とし、市の仕様を満たすことを前提として、加点方式で審査し、提案内容評価点と価格点の合計80点を超えた場合に優先交渉権者とする。

価格点は、提案価格が予定価格を下回っている場合は、満点の20点を付与する。